

平成8年2月定例会文化労働常任委員会 3月19日

(鈴木和夫君) 公明の鈴木和夫でございます。私の方から三点にわたり御質問申し上げたいと思います。

最初に、この一月に出されました大阪府の行政改革大綱の分権時代の新たな行政システムをめざしてという中に、三十六ページでありますけれども、本府の組織機構についての記述がありまして、その三十六ページの一番下に、府立大学について新たな時代の要請に適合する教育研究のニーズに合った環境整備を行うとともに、簡素、効率的な事務執行体制を整備するという、こういう記述がございます。今後の府立大学の行政改革についての流れがあるわけでございますけれども、まず最初に、この大綱につきましてどのような御見解か、お尋ねを申し上げたいと思います。

文化課長(松本薫君) 先生今お示し頂いた改革大綱の組織機構についてというところで、その中には実施項目がたくさん挙がっておりまして、八年度に実施するものと今後引き続き検討するものとの二つに分かれておりまして、今お示しの府立大学につきましては、今後引き続き検討するものの中の項目でございます。そこに書いてございますように、時代の要請にこたえる府立大学の教育研究のニーズに合った環境整備を行うために、何をビルドし、何をスクラップするのか、この大綱の考え方に基きまして大学と大阪府と連携しながら、今後具体的検討を行うことになっておるところでございます。

(鈴木和夫君) そこで、具体的に府立大学につきまして御質問申し上げたいんですけども、今回の二月の議会につきまして、大学の授業料の値上げが入りまして、今回予定しております授業料の理由と申しますか、どういう根拠で値上げの話が出てきたのか、御説明をお願いしたいと思います。

文化課長(松本薫君) 府大学の授業料につきましては、昭和二十七年度、一九五二年から国立大学の授業料に準拠して改定を行ってきたところでございます。今年度、平成七年度に国立大学の授業料が改定されております。本府におきましては、阪神淡路大震災の影響も考慮しながら改定を一年据え置いたところでございます。そして、今回国立大学に準じて改定をお願いすることになっております。

府が国立大学に準じております理由といたしましては、授業料が公共料金の性格を有しておりまして、学生や親の負担の軽減を図るべきであること、そして有為の人材育成を図ることが大きな社会的利益があること、また他の公立大学との均衡も視野に入れ、府大学の授業料を国立大学に準拠して改定を行ってきたところでございます。

(鈴木和夫君) そういたしますと、本府には府立大学と女子大学と、あと看護大学がありますけど、生活文化部の所管につきましては二つの大学でありますので、この授業料についてどれくらい改定されるのか、御説明願いたいと思います。

文化課長(松本薫君) 府立大学、大阪女子大学、いずれも同額で四十一万一千六百円から四十四万七千六百円に改定したいと思っております。

(鈴木和夫君) 今、府立大学の授業料とそれから女子大学の授業料が同じ金額の四十四万七千六百円という御説明でございましたけれども、それでは重ねてお尋ねするんですけども、府立大学そのものの学校の管理費と申しますか、また学部でわかればありがたいんですけども、急な質問でございますのであるかどうか分かりませんが、府立大学と女子大学の経費の違いを知りたいものでございますので、わかる範疇でお答え願いたいと思います。

文化課長(松本薫君) 平成六年度決算額の数字をもとにしまして、大学施設の建設並びに改修に当たる大学施設費を除き、教職員の給与等から成る大学教職員費と教育研究費等の大学管理費といたしまして、大阪府立大学で百六十三億七千九百万円、大阪女子大学で十六億百万円でございます。

先生お示しの府大と女子大においての学生一人当たりの経費かとも思いますが、それを単純に学生数で割りま

すと、府立大学は五千七百七十一人でございまして、学生一人当たりが二百八十三万八千円、大阪女子大学は八百九十八人でございますので、百七十八万三千円という金額でございます。

（鈴木和夫君） 今のお答えで、府立大学の一年間の経費が百六十三億円、女子大の場合が十六億円という、当然学生数が違いますから、さきに課長の方で府大の場合が学生一人当たりの経費が二百八十三万円、それから女子大が百七十八万円という御答弁でございまして、当然府立大学の場合は理工系もあるわけでございまして、経費が違うということはわかります。

そうしますと、府立大学と女子大学とコスト意識から考えますと、当然経費が違うわけですから、これが授業料が同じということについては、僕はちょっとどのような根拠で、どのような - - 本来であれば先ほど冒頭に今回の値上げをするに当たっては、受益者負担というふうにお話がありました。私たちが見るところ、受益者負担であれば、経費については府大が二百八十三万、女子大が百七十八万と違うわけでございまして、この辺は、本来文科系と理工系の授業料を分けるのが一つの考え方ではないかと思うんですけども、その辺の御見解をよろしくお願いいたします。

文化課長（松本薫君） 先生今お示しのように、私立大学におきましては学部別に授業料を設定していることになっておりますが、これらとバランスを図る必要があるという一つの考え方もあろうかと思いますが、現在大阪府におきましては、先ほどもお答えしましたように授業料の公共料金的な性格等を考慮いたしまして、国立大学の授業料に準拠し、府大学の授業料の改定を行ってきてございまして、学部の別なく、府大、女子大の別なく、同一授業料といたしておるところでございます。

（鈴木和夫君） 先ほどの行革大綱にありましたけれども、やはり僕は官庁といえども、公立大学といえども原価意識というのは、これから見直しを図らなきゃならないと思います。今のお話で国立大学の授業料が去年ですか上げたので、それに準じて上げるという、僕はそこに一つの疑問がありまして、それぞれの学校によっては、当然都道府県によってはコストが違うわけでございまして、私はそれなりの授業料というものが算出されるんじゃないかと思えます。

そんなことがありまして、国公立の授業料の、特に関西の分を決めますと、全部これは一緒なんです。この横並びといえますか、行政そのものでございまして、京都市立芸大が四十一万一千六百円、京都府大も同じです。京都府立医科大も同じです。京都につきましては、四十一万一千六百円。大阪の市立大学が四十四万七千六百円ということで、今回大阪府が決めようとしている金額になっておるわけでございまして、神戸に行きますと、神戸も四十四万七千六百円というふうに、神戸外大、それから神戸商科大、姫路工業、それから県立看護と、全部金額が同じということで、僕は、本来国公立の授業料をそのまま大阪府も準じてるといふ、そこに大阪府独自のそういった単価設定といえますか、原価意識というか、コスト意識の欠落があるのではないかと思うわけでございまして、特に先ほどの話で国公立の場合は、先ほど課長が答弁なさったように、私立の場合は当然学部別に全部格差がありまして、それなりの単価を、僕は原価意識を出してると思うんですけども、その辺、今回のこの出し方につきましては、ただ国に準じてしてるといふ、そういうところで大阪府としての原価意識が働いてないのではないかと思うんですけども、その辺もし御見解がございましたら御答弁願いたいと思います。

文化課長（松本薫君） 先ほど来御説明申し上げてますとおり、国立大学の授業料に準拠し改定を行うということは、現在のところ妥当な考え方であろうと考えております。

先生お示しのように受益者負担を決行するとなれば、府大の授業料が二百八十万で女子大の授業料が百八十万ということになってこようかと思えます。受益者負担と申しまして、学生個人が受益を受けるだけでなく、卒業後彼らが社会へ出て、社会に大きな受益をもたらす、利益をもたらす、そういう観点もあろうかと思えます。先ほどから申しておりますように、授業料が公共料金であるという一面もございまして、親の負担を少しでも軽くしようと、そういう考え方です。それと、他の大学、国公立でございまして、今現在、国公立大学が百五十校ございまして、国立大学が九十八校、公立大学が五十二校、合計百五十校でございまして、これらへの大学への門は、条件的には同じの方がやはり皆さんの選択の幅がもっと広がるという考え方もあるかと思えます。そういうことで妥当だという考え方を持っております。

（鈴木和夫君） 関西の私立のこの平成七年度でございましてけれども、私、授業料を全部調べまして、関西学

院大学は文科系が六十一万七千円、理系が八十五万七千円です。関西大学の場合は、文科系が六十一万円ちょうど、理工が九十二万円、近畿大学ですけども、文科系が六十万、それから理工が六十九万、それから甲南大学は文科系が六十九万五千円、理系が百二万一千円、同志社の場合が五十八万四千円、工学部が八十六万五千円というふうに、当然この理系と文系との差額は、それぞれのコストが違うからというふうに僕は認識してるんですけども、そちらも御存じだと思いますけども、大蔵省はこの一律の授業料につきまして、文科系、理科系、そして医系といいますが、そういう医学系と学部別の格差を導入してはということを検討してるというふうに、これは新聞の記事でございますけども、こういうふうな形で大蔵省としてもそういう - - 確かに文部省の方は、今課長が答弁なさったようにいささか反対をしておられるようですけども、大卒のそういう原価コストからすると、こういうような発想もこれから必要ではないかと思うんですけども、この新聞記事を含めまして、もし見解がございましたら御答弁願いたいと思います。

文化課長（松本薫君） 今先生お示しのように、国におきましては、平成四年度から大蔵省の財政制度審議会が、学部別授業料の問題について検討を進めるべきである旨報告を行っております。これは、昨年十二月、参議院におきまして、国会の場におきまして、文部大臣はこういう発言をなさっております。学部別授業料の問題については、経済的な理由によって希望する専門分野への進学に制約を生じるので、個人の能力に応じた教育の機会均等が損なわれるおそれがあると発言しております。大阪府といたしましても、学部別授業料の問題につきましては、いろんな御意見が各分野でございます。今後そういった動きを見ながら進めていきたいと考えております。

（鈴木和夫君） ちょっと視点を変えまして、この大学の授業料につきましては、府大と女子大の授業料については、大阪府独自で決められるものですか、お尋ねしたいと思います。

文化課長（松本薫君） 先ほどから答弁させて頂いてますように、受益者負担という考え方からすれば、先ほど申し上げましたように二百八十万、百八十万という考え方はできようかと思います。しかし、それだけでなしに、社会に貢献するとか、いろんな考え方がありますので、その割合をどうするかというようなことは、非常に難しいものだとも思いますので、現在のところ国の改定どおりお願いしておるところでございます。

（鈴木和夫君） 私の質問の仕方がまずいかもしれませんが、確かに今御説明して頂きまして、府大で二百八十万、女子大で百八十万、受益者負担やからこの金額を生徒の方に払えと僕は言ってるのと違いますよ。当然、私立だって文部省から私学助成があるわけですから、こういう授業料になってるわけですから、私が質問してる趣旨は、かかった分だけ生徒に授業料として払えと、そういうようなことを僕は言ってるのと違いますので、誤解をしないようにして頂きたいんです。

僕は、その範疇で大阪府が公立大学ですから当然応分のコストを出さないけませんけども、そういう意識が大事だと。というのは、最初この形がありましたように、国立大学につきましても上げる理由が、受益者負担を適正化するということが一つと、それから私立との格差を縮めるとというのが国公立の上げる二つの大きな理由になっておるわけですね。

私が疑問に思うのは、私立との格差を縮めるとなれば、私立の場合は、学部制によってその授業料が決まってるわけですから、じゃ公立大学の学部、私立との格差を縮めるとなれば、どこの分と格差を縮めるのかということをお尋ねしてるわけですから、このことについて御答弁願いたいと思います。

文化課長（松本薫君） 先ほどから申し上げておりますように、私大との格差、先ほど先生から私大との格差の数字は御披露されておりましたが、私どもも調べてみますと、工学部においては今府立大学との授業料格差は二・五倍から二・八倍、文科系の経済学部におきましては一・四倍から一・八倍というような格差が確かにございます。しかし、先ほどから申しておりますように、府大といたしましては、あくまでも国の改定に準じて行っていく考え方の方が今のところ妥当だというように思っております。

（鈴木和夫君） 今の一足飛びに学部別につきましては、いろいろ議論もあると思います。ただ、今後はそういう形で、私は一番大前提は、こういうふうには大阪府が行革大綱で出てきているわけで、それなりの財政的にはめり張りのある発想をこれからしていかなければ大変ではないかという視点で申し上げましたので、今後また

そういうような発想も必要ではないかという形で要望としてとめておきますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それから続きまして、労働部の方にお尋ねいたしたいと思います。

先ほどの同じ行革大綱を一つのキーワードにきょうは御質問したいんですけども、同じ三十六ページの今私が府立大学の質問をいたしましたその上に、労働行政を効果的に推進するために、労働事務所、それから本庁組織等業務執行体制を整備するという、こういう項目がございます。このことにつきまして、私、地元の方にも労働セルメントという施設がありまして、これは平成元年の四月に廃止になりました。よく調べてみますと、これ以外にも労政事務所、それからまた勤労青少年ホームというのがありまして、二十九ほどの出先機関があったんですけども、これが元年の四月に廃止されまして、そして労働事務所というのを改めて設置されたんですけども、この辺の背景といいますか、経過といいますか、またその辺の今の労働事務所の所在といいますか、体制につきまして御説明をお願いしたいと思います。

労働政策課長（中村幹雄君） お答えをいたします。

先生お示しのとおり労働事務所、これは平成元年四月に設置したわけですが、それ以前は府域に二十九の出先機関がございました。その主な機関といたしまして、まず労政事務所でございますが、労政事務所につきましては、合理的な労使関係の確立を初めとした労働問題に関する指導を行ってきておりました。それから、労働セルメントでございますが、労働組合の民主的な発展と健全な労使関係というものを確立するためのいわゆる貸し館というような事業を行ってきております。それから、勤労青少年ホームにつきましては、勤労青少年の福祉の増進あるいは健全な育成というような設置目的で運営しておりました労働福祉施設でございます。

このうち労政事務所につきましては、労働環境自体が大きく変化する中で、労使関係自体が広範な諸問題にわたり、かつ複雑化してきておるといようなことから、より総合的な機能を有する機関ということで整備する必要が生じてきておりました。

また一方、労働セルメントにつきましては、労使に対する活動の場の提供ということで一定の役割を果たしておったんですが、当時既に利用状況自体が全体として低調であったと。あるいは勤労青少年ホームにつきましても、市町村において労働会館等同じような趣旨の施設が整備されてきたということで、本府が直接設置する必要がなくなってきたおりました。

そのほか、女性労働者の増加あるいはサービス経済化等の進展によりまして、労働環境が大きく変化し、府民のニーズも多様化あるいは高度化してきておりましたので、こういうニーズに的確にこたえるために二十九の出先機関を再編整備しまして、平成元年に総合的出先機関ということで労働事務所を設置したわけでございます。具体的な所在につきましては、大阪市内、それから大阪市域外を五つのゾーンに設定いたしまして、中央、北大阪、東大阪、南大阪、泉南地域にそれぞれ総合的出先機関ということで労働事務所を設置運営をいたしております。

（鈴木和夫君） 大阪府下で五つの労働事務所があるということでございますけれども、その職員数、それから人件費、それから事務所の状況、形態といいますか、それについて具体的に御説明願ひたいと思います。

労働政策課長（中村幹雄君） 平成八年の三月一日現在、五つの労働事務所を合わせまして七十六名の職員配置になっております。それから、職員の人件費でございますが、平成七年度で五億九千六百万円となっております。

それから、労働事務所の規模等でございますが、中央労働事務所と申しますのは、通常の労働事務所の機能に加えまして労働情報センターあるいは女子労働センターとか、あるいは健康サービスセンターというような機能を付加しております関係上、スペース的には二千八百平米の建物の規模になっております。

それから、東大阪労働事務所につきましては、従来から府の所有の建物を活用しておりますので若干大き目でございます、一千五百七十七平米でございます。それ以外にテナントビルに入居しております北大阪、それから南大阪労働事務所につきましては、おおむね七百から八百平米の規模になっております。

（鈴木和夫君） 五つの労働事務所のうち、東大阪が府の所有でございますので、あとの四つについては家賃といいますか、テナント料を払っているということでございます。この辺のテナント料並びに運営経費についてお尋ね申し上げたいと思います。

労働政策課長（中村幹雄君） 平成八年度の予算案ベースで申し上げますと、支出の内訳でございますが、先ほども申し述べましたように、自前の建物に入っております東大阪労働事務所を除きまして四つの労働事務所のテナント料は総額二億四千万円、それからテナントの使用にかかる共益費が七千八百万円、それから東大阪労働事務所を含めまして五つの労働事務所の施設維持管理にかかる清掃委託等が二千三百万円となっております。そういう意味で、労働事務所のすべての運営費というものは、平成八年度当初予算案のベースで申し上げまして、総額三億四千百万円となっております。

（鈴木和夫君） 先ほどの前の答弁で、人件費が約六億円、今御説明ありましたテナント料が全部で - - テナント料といいますが、テナント料、それから共益費、清掃費を入れましてざっと三億四千万、これだけのお金がかかっておりまして、約十億近いお金がこの五つの労働事務所にかかっておるわけでございまして、じゃ具体的にこれだけの費用をかけてどのような事業をされてるのか、簡単に結構でございますから、御説明をお願いしたいと思います。

労働政策課長（中村幹雄君） 現在、労働事務所では合理的な労使関係の確立ということで、労政行政、それから勤労者福祉、殊に中小企業で働く方々の労働者の福祉の向上ということで労働福祉行政、この二つの行政を主にやっております。その目標を達成いたしますために、調査、それから教育、相談指導という三つの柱立てによりまして、各事務所ともおおむね共通の事業を実施いたしております。

その内訳あるいは具体的な事業等でございますが、一つは調査ということで、賃金あるいは労働時間等の基本的な労働条件調査、それから賃上げあるいは一時金の状況調査、こういう調査をやりまして、この調査結果を広く公表させて頂いて、労働組合あるいは労働者が労働条件について使用者と話し合う際の基礎資料として活用頂いております。

それから、教育分野につきましては、女性あるいは中高年、青少年など対象者別に講習会を実施いたしております。具体的には、女性向けといたしましては女性の再就職セミナー、あるいは中高年向けといたしましては定年退職者準備講座というような講座も設けております。そのほか在職者を対象にいたしましたテクノ講座等も労働事務所でも実施いたしております。

それから、相談指導ということでは、一番大きなメンが労働相談を実施いたしまして、近年の雇用情勢がなかなか厳しいということも反映いたしまして、相談ケース自体も増加傾向にあるというようなことでございます。それから、この労働相談につきましては、一般職員以外にも非常勤職員も配置しまして、あるいは弁護士、あるいは大学の先生など専門的な相談にも応じられる体制で実施をいたしております。

（鈴木和夫君） ちょっと視点を変えるんですけど、この労働事務所が設置されてる法的な根拠が、僕は調べたけどわからないもんで、法的な根拠があるのかどうか、お尋ね申し上げたいと思います。

労働政策課長（中村幹雄君） 法的根拠についてのお尋ねでございますが、労働事務所の前身、先ほども言うてました労政事務所の設置経過から申し上げますと、昭和二十二年の三月に当時労政行政を所管しておりました厚生省の労政局長の通達によりまして、労政行政の第一線の機関ということで戦前から設置されておりました国民勤労署が廃止になりまして、新たに労政事務所を設置することとなったわけでございます。

その後、昭和三十一年に地方自治法の改正によりまして、条例で必要な地に労政事務所を置くことができるとの規定が追加されまして、労政事務所自体が設置の法的根拠を持った任意の機関ということになっております。このときに、当時設置しておりました労政事務所につきましても、地方自治法に基づきまして労政事務所設置条例を大阪府においても設置をいたしております。

その後、平成元年に先ほども申し上げましたように、労働事務所ができたときに当時の労政事務所の機能をも引き継ぐ形で、条例に定める行政機関の一つとして新たに労働事務所を設置したわけでございます。

このように、労働事務所につきましては、法律に基づく必置 - - 必ず置かなければならない機関ということではございませんが、地方公共団体の長であります知事が、大阪府労働事務所設置条例に基づき任意に設置しているという行政機関でございます。

（鈴木和夫君） 今、労働事務所の法的な根拠をお尋ねしますと、任意の設置であるということですから、今回のこの行革大綱からすると、必ずしも置かなければならないということではないのではないかと僕は思うわけ

です。しかも、先ほど細々と聞いて恐縮でございますけれども、約十億円という経費がかかっておりながら、それだけの実際の労働事務所としての効果があったのかどうかについては、僕はやぶさかではないと思いますし、そういった意味で府としてのそういうこれだけのコストをかけた事業効果といいますか、投資効果といいますか、そういった点についての認識を、どういう御見解なのか、お尋ね申し上げたいと思います。

労働政策課長（中村幹雄君） ただいま労働事務所の事業につきましては、調査、教育あるいは相談指導という柱に沿って各事業を展開しているということで御説明申し上げたわけでございますが、事業によっては府民のニーズ自体に濃淡があるというのも事実でございます。

このような中にありまして、労働相談件数というのを見ますと、平成五年が約三千三百件、平成六年が約四千六百件と年々増加の傾向にございます。また、その内容も解雇とかあるいは賃金の不払いなど、労働問題からセクハラの問題とか、あるいは職場でのいじめに至る問題まで多様化をしてきておりまして、相談内容によっては労働者と使用者の間に入って調整を行うというような、問題解決に相当時間を要するものもございます。

また、この二月に東大阪労働事務所での国の労働行政関係機関 - - 婦人少年室とかあるいは労働基準監督署とか等と連携しながら、労働何でも相談というものを実施しましたところ、たまたまお昼のニュースでこういう相談を実施しているということを映像でお知らせ頂いたこともあろうと思いますが、一日で百件を超える相談がございました。

それから、高等技術職業専門学校で実施しておりますワープロとかあるいはパソコン等の技能訓練、我々はテクノ講座と呼んでおるんですが、このテクノ講座につきましては、府民に身近なところで能力開発の機会をより多く提供するために、各労働事務所でも実施いたしております、常に定員を超える応募がございます。年々事業も拡充しているところでございます。

ただ一方、中小企業労働者あるいは労務担当者を対象に実施しております中小企業労働問題講習会あるいは勤労青少年を対象とした中堅社会人研修などの講習会事業につきましては、我々としても十分PRあるいは周知方に努めておるところでございますが、やはり急激な府民のニーズの変化というものに対応し切れてなくて、勤労者の参加の確保が困難な事業も見受けられるような状況でございます。

（鈴木和夫君） それなりに労働部といいますか、労働事務所としてそれぞれ労働相談とか努力して頂いていることは、私はよくわかるんですけども、今の事業内容を聞いておりまして、私も枚方の市議員二期させてもらいまして、よそのいろんな市がありますけども、枚方市なんかの場合ですと、当然市民相談という形で労働相談員さんが来て頂きまして、そういう業務をやってるんです。特に、枚方の方の労働組合さんとも行政が主体になってそういう協議をしたり、そういう形もやっておりまして、必ずしも大阪府がしなくても市町村でも十分できるのではないかと思うわけです。

先ほど私は、行政改革大綱の中の三十ページ、三十一ページ、三十二ページに、分権時代にふさわしい府と市町村の関係ということで、この中を見ますと、市町村でできるものはどんどん市町村にやらせなさいと、こういうようなことの提言を実は書いておるわけでございまして、そういったことを考えますと、できない市町村もあるかもしれませんが、基本的には実際は府民というか、直接そういった相談業務というのが主力のような形でございますし、実際は府民に対するサービス業務になってるわけですから、今後むしろ市町村との役割分担をもっと明確にしていく形がいいのではないかと思うんですけども、御意見があれば御答弁願いたいと思います。

労働政策課長（中村幹雄君） 現在、労働行政の中で地方公共団体が実施いたしておりますのは、先ほどから出てます労政行政、労働福祉行政、それから職業能力開発行政といったサービス行政の分野になるかと思います。この分野における都道府県あるいは市町村との役割分担については、法的にもあるいは制度的にも明確に区分はされておられないというようなことがあろうかと思います。また、従来市町村にありまして、労働行政につきましては都道府県の行政というような認識が強くて、労働行政の市町村の取り組みというもの、極めて希薄なものがあつたというように認識をいたします。

大阪府といたしましても、市町村におきまして住民福祉というような観点から、勤労者全般というんですか、殊に高年齢者、それから障害者、女性等に対して地域に密着した労働関連施策というんですか、例えば就労援助とかあるいは啓発、労働相談等に取り組みされることをぜひお願いしたいというように考えております。

近年、市町村においても取り組みが進んでおりまして、先生お示しの枚方市などのように、勤労市民課というような労働行政の担当セクションを設置されまして、労働相談 - - 労働相談というより生活相談というような形

で呼んでおられるかとも思いますが、そういうような相談とか、あるいは講座、講習会等を積極的に展開されておられるというようなこともございます。

そういう意味で、労働行政に積極的に取り組んでおられる市町村との関係では、大阪府が現在労働事務所で実施しております事業と重複した部分が見受けられるのも事実でございます。しかしながら、労働行政に対する市町村の考え方あるいは取り組み姿勢というものは、先ほども申しましたように若干濃淡がございまして、すべての市町村で一様な形で行政サービスが提供されておられるというような状況にはないんじゃないかというふうに考えております。

(鈴木和夫君) 私もこういう質問 - 質問というかお話をしたら不謹慎かもしれませんが、労働事務所というのは、僕は知らなかったんです。実際、府民の方も五つの労働事務所がどこにあって、今御説明ありましたが、何をしてるのかということも当然僕は知らない話。ただ、今御答弁で、府民サービスという視点ということをおっしゃるのであれば、当然僕はもっとそういう出先がなければいかんと思いますし、本当にそういうような、僕も初めてこのパンフレットを見させて頂きまして、よく - よくというか中身がわかったわけですけども、実際の府民に対してこれだけのそういうPRをしてはいいのかということが大変疑問でありまして、今までこの辺のPRなんかはされておられたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

労働政策課長(中村幹雄君) 労働事務所につきましての周知あるいはPRでございますが、府政だよりを初め、大阪府の各種の広報媒体を通じた広報に努めるとともに、労働事務所の事業紹介 - 先ほど先生お示しのパンフレット等を作成配布しております。そのほか労働事務所で先ほど申しましたいろいろな相談会あるいは講座、講習会等をやっておる時期に、報道機関に対します資料提供、あるいは市町村の広報紙に掲載依頼をお願いして、積極的なPRをやっておるというような状況でございます。

しかしながら、先生御指摘のように、府民の方々に労働事務所の存在あるいは労働事務所で現にやっておる事業あるいは講習会等も含めまして、十分知って頂いてないのではないかというような考えも持っております。

(鈴木和夫君) そういうことで、余りくどくどは申し上げませんが、年間に約十億円ほどの経費がかかっているわけございまして、何か知りませんが、府民からすると、むだなような視点もあるわけございまして、その辺今までそういうような府民に対する視点からすると、どのような対応でこの運営に当たってこられたのか、もし御答弁があるんですしたらお答え願いたいと思います。

労働政策課長(中村幹雄君) 平成元年に発足いたしました労働事務所でございますが、個々の事業を具体的な展開で見ると、必ずしも所期の目的というものを達成できていないものもございまして、進捗状況自体は濃淡があるのではないかとこのように考えております。

そういう意味で、平成三年三月に、労働部内で労働事務所の組織あるいは事業の全項目にわたっていろいろ検討を加えるための検討会も設けております。この検討会で平成五年一月に中間報告を取りまとめたわけでございますが、その内容自体は、検討項目のすべてにわたっていろいろ問題点も内在しておりまして、施策展開に当たりましては、何らかの工夫改善というものが必要であろうというような指摘、あるいは組織の改編を伴うような抜本的な検討も将来必要であるというような指摘もされておるところでございます。

これを受けまして、労働相談に関するPRの強化でありますとか、職員の研修の実施、あるいは講座、講習会における商工会議所とか市町村との共催、それから市町村の労働行政担当者を集めました会議の開催によります市町村との連携強化など、事業実施面における改善工夫というものに努めてきたところでございます。

また、平成六年四月に、労働政策課あるいは労働福祉課、それから労働事務所の間の事務配分並びに業務執行体制についても、若干の見直しを行った経緯もございまして。

しかしながら、これらの努力にもかかわらず、労働事務所事業並びに業務執行体制が抱える問題点の改善というものが十分に図られないまま現在に至っておるというような状況でございます。

(鈴木和夫君) 今回の一月に出ました行革大綱ですばりそのもの、労働事務所の業務執行体制を整備せえというふうに指摘されてるわけございまして、今までのお話を聞いてますと、それなりに検討してきた、改善もしてきたとおっしゃってられますけども、これを受けての話ですから、今後この一年、二年、この労働事務所について、この大綱を受けてどのような見解を持っておられるのか、お答え願いたいと思います。

労働政策課長（中村幹雄君） お答えいたします。

労働事務所事業にありましては、近年特に顕著になってきている大きな課題といたしましては、一つは事務所事業の多くがほぼ同一の事業メニューとなっておりまして、各事務所独自の事業展開というものの必要性が乏しいということ、あるいは事務所管内だけでなく、全府域的な視点での事業展開が求められる事業があるということ、それから労働相談あるいはテクノ講座など現地性があり、かつニーズが高く、充実強化すべき事業がある一方では、先ほども御説明いたしましたように、参加者あるいは応募状況等が低調な講座、あるいは講習会等も存在しておるといったようなことがあると思います。

これらの状況を踏まえまして、行政改革大綱の視点を踏まえまして、ニーズの高い事業については充実する方向で、それからニーズのないもの、あるいは事業実施の意義が十分でないようなものについては、思い切った見直しも含めて検討してまいりたいというように考えております。

また、組織のあり方など業務執行体制につきましても、あわせて検討してまいりたいというように考えております。

こういうような検討を進めるため、現在、部内に検討体制といたしまして関係課長並びに労働事務所長をメンバーとする検討会議を設置いたしておるところでございます。

（鈴木和夫君） ぜひともチーム、委員会ですかで検討して頂いたらいいんですけども、最後に要望なんですけども、五つのうち中央ぐらいは当然要るでしょうけども、四つぐらい整理すれば三億円ぐらいは浮くのではないかと思います。

その根拠としまして、先ほど僕が申し上げましたように、市町村がやっているとということが一つです。それから、特に五つのうち、枚方市なんかの場合でも天満橋まで来ないかんわけですし、この地図を見ますと、府民からすると必ずしも行きやすい場所には決してございませんし、それであればそれぞれの市町村でも対応できるということが一つ。それから、府民センターという機能もあるわけですから、府民センターにそういう相談コーナーをつければ十分対応できますし、職業安定所そのものにも今何カ所か知りませんが、十幾つあると思いますけども、そこにもそういう、ただ職業安定業務じゃなくて、そういう相談コーナーも当然できるわけですから、そういった形のきめ細かい張りつけの方が府民サービスとしては僕はいいと思いますし、必ずしも今の労働事務所の設立の目的が府民ニーズに僕は合っていると思いませんので、その辺経費のことも踏まえて検討して頂いて、できるだけ経費節減も含めて行革大綱に基づいて、また全力で早い時期にそういうような整理をして頂くよう要望いたします。

時間もありませんので、最後に一点だけ労働部に関することでお尋ねしたいと思います。

関西文化学術研究都市の津田サイエンスの中に昨年の十月ですか、共同施設としてレストランにみとというのがオープンしました。三億六千万の建築費でしたんです。これは僕、決算委員会でたまたま津田サイエンスの問題を取り上げまして、そのときにわかったことございまして、僕は当然、津田サイエンスは商工部の事業主体ですから、商工部の方があのレストランを経営されていると思いましたが、労働部がなさっているということで、その辺どういふわけで商工部からこの三億六千万のレストランをお引き受けになったのか、その辺の経過について最初に御答弁願いたいと思います。

労働福祉課長（森光俊之君） お答えいたします。

津田サイエンスヒルズのコア施設につきましては、平成五年九月に商工部から経営についての申し入れがございました。当時、商工部におきましてその管理運営をどこにさせるのか、民間への委託を含めまして種々検討が行われたのでございますが、企業の進出状況に大きく左右されます施設でありますので、営利目的だけでなく、府の施策目的を十分に理解し、協力が期待できる公的な機関によることが望ましいと考えられまして、その結果、私ども労働部が所管いたしております勤労者憩いの家の一つであります王仁山荘が津田地区に隣接しておりますので、この王仁山荘との一体的な運営により、経済的かつ効率的な経営が可能であるとの判断のもとに、労働部に話が参りました。

労働部といたしましては、津田サイエンスヒルズは大阪の官民が一致協力して進めている極めて重要な事業でありますので、府の施策を推進する立場として協力することになった次第でございます。

経営を引き受けましたのは、財団法人の大阪府勤労者福祉協会でございますが、この法人にとりましても、多少経営上のリスクはございますものの、初期投資の必要がないこと、あるいは地理的に見まして営業面や厨房の運用など、調理の面におきましても王仁山荘と一体的に運営ができるということで、長期的に長い目で見ますと

ば相乗効果が期待できますので、引き受けてくれることになったわけでございます

（鈴木和夫君） 労働部が引き受けされるということは、当然勤労者のためということになってくるわけですが、そもそも、そうしますと、あそこの施設が本当に勤労者のための事業かどうかについては、僕はいささかわからない点があるんですけれども、その辺について御見解があればお尋ねいたしたいと思います。

労働福祉課長（森光俊之君） 先生お示しのとおり、労働部の目的は労働福祉ということでございますが、この法人の事業目的も勤労者福祉の向上でございます。このコア施設は、進出します企業の福利厚生施設として、またヒルズが研究開発の拠点となりますので、府内の各地から多くの企業従事者が来られ、研修や会議、そして交流の場として、さらには広く地域住民の方々にも憩いの場として御利用頂けるものと考えまして、勤労者憩いの家王仁山荘の分館として位置づけたものでございます。

（鈴木和夫君） もう時間もありませんので簡単に御答弁願いたいと思うんですけども、十月にオープンいたしまして、今までの利用状況、どれぐらい利用されたのか、お尋ねしたいと思います。

労働福祉課長（森光俊之君） 昨年十月にアクセス道路がまだ未整備の状況でございましたけれども、先行的に仮オープンをいたしました。当面の営業形態としましては、昼間は常時営業しておりますが、夜間につきましては予約制としております。王仁山荘からの調理人を派遣する等の効率的な運営によりまして経営をしておるわけでございますけれども、仮オープン以来の利用状況は、レストランの利用者が三千四百名でございます。それから、宴会利用者が約四百名でございまして、一日当たりの平均利用者数を見ますと約四十名程度ではございませぬけれども、口コミ等によりまして徐々に和室宴会あるいは会議室利用がふえてきております。特に、先生も御存じだと思いますけれども、先日枚方市の広報紙によって大きく紹介をされまして、その翌日からおかげさまで客足がぐんと伸びております。

（鈴木和夫君） 売り上げの状況をよければ御説明ください。

労働福祉課長（森光俊之君） この仮オープン五カ月間の売り上げ収入といたしましては、約七百万でございます。一カ月平均では約百四十万円でございます。

（鈴木和夫君） 月に大体二十日営業ですから、平均一日に大体七万円ぐらいの売り上げだと思うんですけどね。僕、なぜこういうことを聞くかといいますと、もともとは商工部の方で津田サイエンスの十七区画の民間研究施設の分譲ということで、そういうことで僕はそういう施設の人たちの職員の方のレストランという形で労働部の方に話があったのではないかと思うわけです。当然、商工部もそういうふうな答弁でございましたから。

ただ、こういうような昨今の状態でございまして、とても商工部としての分譲が思うように任せないという、まだ一件も契約できてないわけでございます。その段階で労働部としては、もう既にこの大阪府勤労者福祉協会というところが引き受けされたわけですから、もう引き受けた限りには、やはりそれだけの健全な経営といえますか、事業をせないかんわけですから、そういったことを踏まえてどういような見解を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

労働福祉課長（森光俊之君） 当初商工部から示されました計画及び出店の前提条件が、先生お示しのとおり大きく変わってきております。しかしながら、企業誘致が当初の計画どおり進まないということで、私どもが手をこまねいているだけでなく、最大限の営業努力を行うことに現在全力投球をしているところでございます。

今月末にはアクセス道路が完成いたしますので、今後とも地元との協力を得ながら利用促進を図りまして、このレストランの清潔でグレードの高い施設の強みを生かしまして、また先生も御存じのように、御当地では名の通っております国見山の中腹でございます。そういうことで、このレストランの眺望は非常によろしくございませぬので、このよさを生かした店づくり、あるいは足場が多少悪うございませぬので、車族をターゲットにしたような形の店づくり、こういうことで、営業効果が上げられる積極的な事業展開について、今法人と協議を行っているところでございます。

なお、このコア施設が本来の役割を果たしていくためには、企業誘致の積極的な展開がぜひ必要でございます

ので、この点につきましては商工部とも今後協議を行ってまいりたいと考えております。

（鈴木和夫君） 労働部の方でも認識されてるように、当初は商工部の方の分譲ができた段階で全体の勤めておられる職員の方、あるいはいらっしゃった方のレストランということでもいいんですけども、当面、もう数年は恐らく分譲もなかなか進まないかもしれません。そういった中で、一日に四十人のお客さん、それから七万円の売り上げというのは、とても三億六千万かけた施設としては、府民からすると大変厳しいわけございまして、今課長がおっしゃったように、場所は大変すばらしいところございまして、国見山から見た枚方市内が一望できる、高槻の町まで見えるすばらしいところございまして、そういうふうに事業主体の、事業の視点を変えるのであれば、当然周辺の方々に対する利用を促進せないかんわけございまして、その努力につきまして、僕は商工部じゃなくて労働部がせないかん話でございまして、今話がありましたように、枚方の方で十五日の広報で一面にこの国見山レストランの - - お持ちと思いますけども、取り上げてくれました。この背景は、商工部の方からこういう形で何とかなれへんのかということで枚方市の方に話があって載せた分なんです。僕は、むしろこれは労働部さんの方から、枚方市さん、どんどんやるから協力せえと、こういうような話でなけりゃいけないと僕は思う。

そういうような営業努力をされるということですけども、もう一つ僕がお尋ねしたいのは、今までのそういう津田サイエンスそのものの事業に関係ある方の、勤務者のための施設から脱却して、もうできへんので、周辺住民の方を対象にするのであれば、土、日に開くべきなんです。これは今平日しかあいてませんから一日四十人という、本当に周辺の方を - - 四月から正式オープンと聞いてますけれども、それやったら僕は土、日にオープンせんことには、地域の方は家族で行けませんし、当然あれだけのすばらしい施設ですから、府民からすると、これは商工部、これは労働部というような、そんなことはわからないわけで、すべてやはり大阪府が経営されるというふうに思うわけですから、その辺の判断をしますと、やはりもっと積極的にそういう体制を組めれば、当然あれだけのすばらしい施設でございまして、枚方市民だって喜ぶわけございまして、その辺四月から正式なオープンというふうに聞いてるんですけども、周辺市民に対してそういうような営業ができるのかどうか。今、突然の話なんでお答えできるかどうかわかりませんが、その辺具体的な方策をもしお考えであれば、お尋ね申し上げたいと思います。

労働福祉課長（森光俊之君） 先生お示しのようにPRにつきましては、私どもも同じ認識でございます。ということで法人の役員が直接枚方市長にお会いしましてお願いをしたり、私どもも各市町村にもこういうレストランを開きましたというようなPRを今やっておるところでございます。

なお、先生から具体的に御提言がありました土、日、祭日の営業でございますが、四月から本格オープンをいたしますが、一応法人との話し合いでは、宴会とか会議等の予約については営業を行うということについては、法人が了承をいたしております。なお、先生御提言のように土、日についても常時営業するかどうかにつきましては、今後利用実態を見ながら商工部、それから法人と十分に詰めていきたいと思っております。

（鈴木和夫君） 最後に要望なんですけども、最終的な津田サイエンスができた時点での利用形態は別といたしましても、それまでについては、やはりあれだけのすばらしい施設も持っておるわけございまして、あの夜景を見ながらフランス料理でも食べたら最高の思いがあるわけございまして、地元の市民とすれば、あれだけの施設をやはりもっともっと使わせてもらいたいというのが僕は本音の話だと思いますし、当然津田サイエンスの施設じゃなくて、そういう地域のことを考えますと、もっとそういう意味で幅の広い利用形態を僕は当然すべきだし、そういったことも考えまして、土、日の営業は当然して頂きたいと思っておりますし、特にメニューはもう全く単品で五品しかないという状態でございますので、あれじゃリピートといまして何回も来るようなことになりませんので、本当にそういった形で完全な津田サイエンスが稼働するまでは、市民サービスといいますが、そういった視点でもっと積極的な取り組みをどうか四月からして頂くことを特に要望いたしますので、私の質問を終わります。ありがとうございました。